

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	坂出市

坂出市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：坂出市建設経済部農林水産課
所在地：香川県坂出市室町二丁目3番5号
電話番号：0877-44-5012
FAX番号：0877-44-3604
メールアドレス：nourinsuisan@city.sakaide.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ， アライグマ， カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	香川県坂出市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	287.1万円 3.82 h a
	野菜（甘藷など）	34.6万円 0.27 h a
	果樹（ミカン・ブドウなど）	399.1万円 2.61 h a
アライグマ	果樹（ミカン・ブドウなど）	4万円 0.02 h a
カワウ	魚類	1802.1万円

(2) 被害の傾向

<p>イノシシの農作物に対する被害は，平成12年度から毎年発生している。当初は市南部（城山）の区域で野菜への食害に始まり，平成14年夏からは水田にも出没し始めた。その後も山間部の果樹類を中心に範囲は拡大傾向にあり，平成15年度からは市北部（五色台）へと広がり市内全域が被害区域となっている。広域的な防護対策を実施している地域の被害量は，減少しつつあるが，近年，耕作放棄地や荒廃山林の増加，特に侵入防止柵の管理が不備な地域の被害は依然，横ばいにあった。しかし，令和4年度は捕獲頭数が増加に転じ，市街地での出没目撃報告が増加している。</p>
<p>アライグマの農作物に対する被害は，平成21年度から市南部で確認され始め，平成23年度以降には市全域に生息範囲が広がり，生息域は市内全域に広がっている。</p>
<p>カワウの養殖魚に対する被害は近年増加傾向にある。主に小瀬居島や岩黒島などで多数個体の集合したコロニーを形成し，イワシやサワラが食害される。また，内陸部周辺の漁場へも飛来して食害する。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	被害金額	720.8万円	500万円
	被害面積	6.70ha	5.00ha
アライグマ	被害金額	4.0万円	2.0万円
	被害面積	0.02ha	0.005ha
カワウ	被害金額	1802.1万円	1200万円
	被害面積	— ha	— ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【イノシシの捕獲体制】</p> <p>野生鳥獣であるイノシシを捕獲するには狩猟免許が必要であるため、被害者が猟友会に捕獲依頼している。</p> <p>被害農家による狩猟免許取得を奨励するため、免許取得者に助成を行った。</p>	<p>猟友会の会員減少、会員の高齢化により、捕獲圧は低下気味である。新たな狩猟者の育成や捕獲技術向上が課題である。</p>
	<p>【イノシシの捕獲機材導入】</p> <p>主にわなを使用した捕獲を行っている。</p> <p>使用するわなのほとんどは捕獲従事者各自が用意し、一部、補助率1/2の市単独事業を利用したわなが導入されている。</p>	<p>箱わなは初心者でも安全に捕獲が可能である反面、設置場所の制限や警戒心の強い加害個体の捕獲が難しく、くくりわなと併せた捕獲方法の確立が課題である。</p>
	<p>【処理方法】</p> <p>イノシシの捕獲個体は個々のハンターが焼却または埋設処理をしている。</p> <p>アライグマについては、捕獲従事者各自が適切に殺処分し焼却又は埋設処理するものとし、外来生物法に基づく防除従事者の場合は炭酸ガスによる殺処分としている。</p>	<p>農業者自らが狩猟免許を取得して捕獲する際、有害鳥獣を捕獲した時期が農繁期である場合に捕獲個体の処理が農作業の妨げとなる。</p>

	<p>【カワウの駆除体制】</p> <p>年に数回，猟友会による駆除事業を行う。</p>	<p>被害区域が広範囲に渡るため，効果的な駆除が難しい。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【イノシシ】</p> <p>取り組みの単位は農家個々によるものがほとんどであったが，平成21年度から連坦可能な集落では防止柵の共同施工・共同管理を実施している。</p>	<p>侵入防止柵の設置，管理及び捕獲活動を併用する地域があるものの，設置後の侵入防止柵の維持管理が疎かとなり，受益地内に侵入される地域も複数見られる。</p>
	<p>【イノシシ】</p> <p>被害対策の学習を希望する集落への講習会により，被害の原因・検証，環境整備跡地への侵入防止柵設置，捕獲との併用を周知している。</p>	<p>侵入防止柵設置を希望する集落の多くが防護柵を最初で最後の対策手段と考えている。このため，被害発生原因の学習や環境整備が未実施のままである。防止対策の手順をさらに周知する必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>【イノシシ】</p> <p>隠れ場所となる雑草や雑木林等の刈払い・餌場となりうる放任果樹の除去についての周知を行っている。</p>	<p>地域内で刈払い・放任果樹の除去は被害防止の一環として有効であることの認識が不十分であり，さらなる周知の必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>イノシシ被害は山間部の竹ヤブなどに囲まれた農地が主な被害地となっている。果樹，水稻及び野菜が被害を受けており，その範囲は民家周辺にまで拡大している。</p> <p>対策を推し進めているものの，次の2点の認識が不十分であることが原因で被害が減少しない集落が約半数ある。</p> <p>①捕獲のみに依存する農家</p> <p>②集落合意に至らずに一体的な侵入防止柵が実現しない集落</p> <p>また，農地とイノシシの境界線沿いに効率良く侵入防止柵を設置する集落があるものの，対策初期に必要な被害発生原因の追求や環境整備等に対する学習が行われておらず抜本的な対策となっているとは言い難い。</p> <p>今後は，捕獲，侵入防止柵のどちらかに偏った対策ではなく，環境整備，防護対策，加害個体群捕獲の3対策を効率よく組み合わせて実施することを基本方針とし被害軽減を図っていく。</p> <p>この基本方針を実現するために被害農家を対象にした研修会などを通じてイノシシが嫌う環境づくりの情報発信等を行い，被害防止上，地形的に一体的な集落や地域での意識の共有が図れるよう支援していく。</p>

侵入防止柵の整備については、地形的に一体的な集落や地域内での合意の下での設置を基本とするなど侵入防止効果を高めていく。

捕獲活動については、加害個体を積極的に減少させるために地区猟友会による積極的な捕獲を実施する。安全で適切な構造のわなを導入し、侵入防止柵設置と連携した出没箇所を絞り込んだ仕掛けをし、効率的に捕獲圧を高めていく。

カワウの被害としては、養殖魚の食害が挙げられる。被害区域が広範囲に渡るため、効果的な駆除が難しい。そのため繁殖地であるコロニーにて銃器を用いた捕獲を行う。

また、経験や知識の浅い狩猟者に対しては研修会を実施し、法令違反および狩猟事故を防ぐ。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ	<p>農家および農業団体から依頼を受けた猟友会を中心とした実施隊が捕獲活動を実施する。被害農家は、現場の出没情報提供や見回りの補助により、猟友会が効果的に捕獲活動を行なえるよう分担する。</p> <p>また、猟友会に対して、市単独で捕獲活動費を補助する。</p>
アライグマ	<p>猟友会および外来生物法に基づく「坂出市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書」で規定される防除従事者により積極的に捕獲活動を実施する。</p>
カワウ	<p>猟友会を中心とした実施隊による有害鳥獣捕獲により被害の抑制に努めていく。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 6年度 7年度	イノシシ	<p>有害鳥獣捕獲に協力する意思があるものの、資金的な理由で捕獲機材を必要数確保できない捕獲従事者に猟具が提供できるよう、協議会が安全で適切な構造のわなを導入し捕獲圧を高めるとともに地域の自衛意識を確立する。</p> <p>捕獲圧を高めるため、狩猟免許の新規取得を推進する。また、経験の浅い狩猟者には適正な捕獲技術の習得および狩猟事故を防止できるよう、猟友会員による指導の機会を設ける。</p>

5年度 6年度 7年度	アライグマ	外来生物法に基づく「坂出市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書」で規定される防除従事者となることにより、狩猟免許がなくとも自らが捕獲活動を行えることを防除従事者養成講習会により啓発して捕獲圧を高める。
5年度 6年度 7年度	カワウ	年に数回、国の事業である鳥獣被害防止総合対策交付金制度のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の交付金を利用し、繁殖地であるコロニーにて猟友会による駆除事業を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>有害鳥獣捕獲でのイノシシ捕獲頭数は、令和2年度480頭、3年度483頭と推移していたが、4年度645頭と増加に転じた。</p> <p>平成28年度より、有害鳥獣捕獲を通年として捕獲の推進を図っている。しかしながら、管内の生息数は減少に至っていないと思われる。</p> <p>生息頭数を被害軽減につながる個体数へと導くため、狩猟人口の増加および狩猟者が少ない地域へのハンター配置により、現在の捕獲頭数を上回る数字を目標とする。</p>	
<p>アライグマ捕獲頭数は令和2年度0頭、3年度4頭、4年度5頭であり、管内の生息数は大幅な減少に至っていないと思われる。市内への侵入および定着の阻止はもちろん、在来生物への生態系に係る被害の防止を兼ねて市内からの完全排除を目指す。</p>	
<p>カワウ駆除羽数は平成30年度39羽、令和1年度57羽、2年度73羽、3年度43羽であり、過去4年の捕獲頭数を上回る数字を目標とする。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	600頭	600頭	600頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カワウ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<p>足くくりわな，箱わなを主体として被害発生地域に仕掛けて捕獲する。管内には年間を通して何らかの作物が収穫時期に当たるために季節を問わず捕獲を実施する。</p> <p>イノシシについては，猟友会に対して水稻作付けの時期である夏場の捕獲を強化するよう要請する。</p> <p>また，市北部（五色台）は鳥獣保護区に指定されているため，有害鳥獣捕獲により対応する。</p>
<p>アライグマについては，外来生物法を最大限に活用し，市内全域を対象に周年捕獲を実施する。</p>
<p>カワウについては，繁殖地であるコロニーにて銃器を用いた駆除を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
特記なし	特記なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵設置 L = 5 k m	ワイヤーメッシュ柵設置 L = 5 k m	ワイヤーメッシュ柵設置 L = 5 k m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	関係機関と連携し，適正管理を指導する。	関係機関と連携し，適正管理を指導する。	関係機関と連携し，適正管理を指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

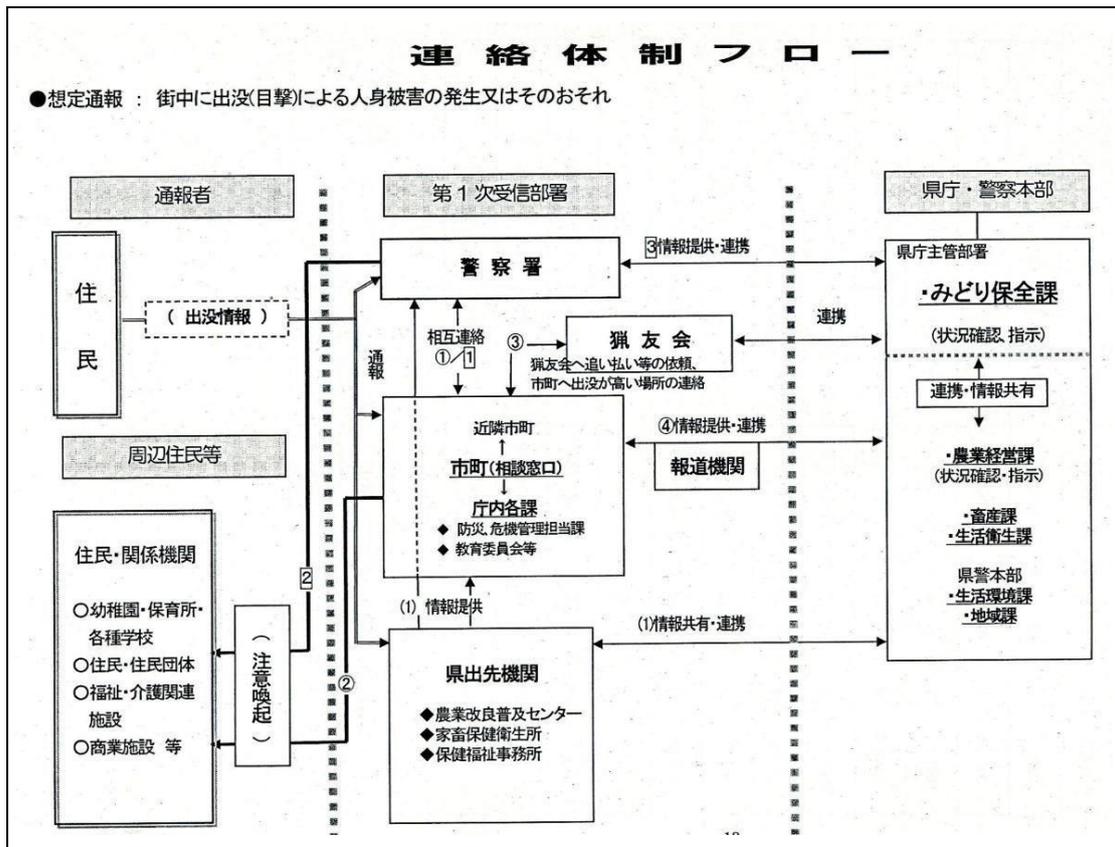
対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ アライグマ	関係機関と連携し、刈払い・放任果樹の除去を周知する。	関係機関と連携し、刈払い・放任果樹の除去を周知する。	関係機関と連携し、刈払い・放任果樹の除去を周知する。

6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香川県	事例分析等を行い，被害対策の改善を図る。 県庁内関係各課および県警本部に対し，情報提供を行う。
香川県警察 坂出警察署	坂出市，香川県および隣接警察署へ情報を提供するとともに，情報収集を継続する。 住民への注意喚起を行い，被害の発生・拡大防止に努める。
坂出市農林水産課	香川県および警察署に情報を提供するとともに，情報収集を継続し，必要に応じ報道機関への情報提供を行う。 住民および関係機関への注意喚起を行う。 地区猟友会と協力し，追い払い又は有害鳥獣捕獲を行う。
坂出地区猟友会	坂出市および警察署と連携して，被害防止のための追い払い又は有害鳥獣捕獲に協力する。 市街地の周辺でイノシシ等の出没の可能性が高い場所を確認した場合には，市に情報を伝え，予防措置を実施する。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシは捕獲者がすみやかに焼却または埋設処分するものとする。捕獲者が処分する場所を有しない場合には、市の焼却施設への持ち込み処分を検討する。

捕獲したアライグマは、捕獲者が適切に殺処分し、すみやかに焼却または埋設処分するものとし、外来生物法に基づく防除従事者の場合は安楽死処分とする。

捕獲したカワウは、捕獲者がすみやかに焼却または埋設処分するものとする。捕獲者が処分する場所を有しない場合には、市の焼却施設への持ち込み処分を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	坂出市鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
香川県農業協同組合	■ 事業推進窓口, 被害情報集約
香川県農業協同組合 坂出・宇多津地域水田営農部会	■ 被害調査の実施 ■ 農業者からの意見集約 ■ 防除に係る集落合意等の推進
香川県農業協同組合 坂出園芸センター 蔬菜統合部会	■ 被害調査の実施 ■ 農業者からの意見集約 ■ 防除に係る集落合意等の推進
香川県農業協同組合 坂出みかん共撰場 運営委員会	■ 被害調査の実施 ■ 農業者からの意見集約 ■ 防除に係る集落合意等の推進
坂出市漁業協同組合連絡協議会	■ 被害調査の実施 ■ 漁業者からの意見集約 ■ 防除に係る集落合意等の推進
坂出地区猟友会	■ 加害個体群の生息密度調査, 捕獲活動の実施 ■ 狩猟者の育成
香川県農業共済組合 中讃支所	■ 共済申告による被害情報の提供 ■ 侵入防止対策の助成
坂出市農業委員会	■ 被害調査の実施 ■ 農業委員からの意見集約 ■ 防除に係る集落合意等の推進
香川県中讃農業改良普及センター	■ 防止技術の指導・助言
坂出市農林水産課	■ 事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
特記なし	特記なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日坂出市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を制定し, 坂出市鳥獣被害対策実施隊を結成

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害農家が主体となって発足した被害対策組織が独自に計画・運営を実施している地域がある。本協議会を軸として, これらの組織に対する技術提供, 補助制度の周知および情報共有などを行い, 自衛意識の継続支援を図る。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市街地等へイノシシが出没するなど市民へ危害が発生する恐れがある場合は、市街地イノシシ緊急対応ガイドラインに基づき、周辺住民や学校等に周知を行い、定められた手順により捕獲や追払いを行う